

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

改正案	現行
<p>（第一種エネルギー管理指定工場の指定）</p> <p>第六条 経済産業大臣は、燃料及びこれを熱源とする熱（以下「燃料等」という。）の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上である工場を燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、電気の年度の使用量が政令で定める数値以上である工場を電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。</p> <p>2 工場を設置している者は、当該工場の前年度における燃料等の使用量又は電気の使用量が前項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、同項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「第一種熱管理指定工場」という。）又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「第一種電気管理指定工場」という。）については、この限りでない。</p>	<p>（第一種エネルギー管理指定工場の指定）</p> <p>第六条 経済産業大臣は、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて燃料及びこれを熱源とする熱（以下「燃料等」という。）の年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量が政令で定める数値以上であるものを燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、当該業種に属する事業の用に供する工場であつて電気の年度の使用量が政令で定める数値以上であるものを電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。</p> <p>2 前項の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場を設置している者は、当該工場の前年度における燃料等の使用量又は電気の使用量が同項の政令で定める数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、当該工場の燃料等又は電気の使用の状況に関し、経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、同項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「第一種熱管理指定工場」という。）又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場（以下「第一種電気管理指定工場」という。）については、この限りでない。</p>

- 3 第一種熱管理指定工場又は第一種電気管理指定工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。
- 一 事業を行わなくなつたとき。

- 二 燃料等の年度の使用量又は電気の年度の使用量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

- 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 略

（エネルギー管理者）

第七条 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。ただし、第一種特定事業者のうち次に掲げる者（以下「第一種指定事業者」という。）は、この限りでない。

- 3 第一種熱管理指定工場又は第一種電気管理指定工場（以下「第一種エネルギー管理指定工場」という。）を設置している者（以下「第一種特定事業者」という。）は、当該工場につき次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。
- 一 第一項の政令で定める業種に属する事業を行わなくなつたとき。

- 二 燃料等の年度の使用量又は電気の年度の使用量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。
- 4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたときも、同様とする。

5 略

（エネルギー管理者）

第七条 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一種エネルギー管理指定工場ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。

一 第一種エネルギー管理指定工場のうち製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもののうち政令で定めるものを設置している者

二 第一種エネルギー管理指定工場のうち前号に規定する業種以外の業種に属する事業の用に供する工場を設置している者

2 略

(エネルギー管理者等の義務)

第十条 略

2 第一種特定事業者(第一種指定事業者を除く。)は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 第一種エネルギー管理指定工場(第一種指定事業者が設置しているものを除く。)の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(エネルギー管理員)

第十条の二 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している第一種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者(以下「指定講習機関」という。)

が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習

2 略

(エネルギー管理者等の義務)

第十条 略

2 第一種特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 第一種エネルギー管理指定工場の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

の課程を修了した者

二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

2 第一種指定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員に選任した者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 第一種指定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第九条及び前条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第一種指定事業者に、同条第三項の規定は第一種指定事業者が設置している第一種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

( 中長期的な計画の作成 )

第十条の三 略

2 前条第一項の規定により同項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、前項の規定により中長期的な計画を作成するときは、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。

( 中長期的な計画の作成 )

第十条の二 略

3 | 主務大臣は、第一種特定事業者による第一項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

4 | 略

(準用規定)

第十二条の三 第十条第二項、第十条の二第一項から第三項まで及び第十一条の規定は第二種特定事業者に、第十条第三項の規定は第二種エネルギー管理指定工場の従業者に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

2 | 第九条及び第十条第一項の規定は、前項の規定により準用される第十条の二第一項の規定により選任されたエネルギー管理員に準用する。

2 | 主務大臣は、第一種特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 | 略

(エネルギー管理員)

第十二条の三 第二種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第二種エネルギー管理指定工場ごとに、次に掲げる者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

- 一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
- 二 エネルギー管理士免状の交付を受けている者

2 | 第二種特定事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、前項第一号に該当することによりエネルギー管理員に選任された者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 | 第一種特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理員の選任、死亡又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

4 | 第九条及び第十条第一項の規定はエネルギー管理員に、同条第二項の規定は第二種特定事業者に、同条第三項の規定は第二

第十二条の四 削除

(指定)

第十二条の二十一 第十条の二第一項第一号(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。次項、第十二条の二十三第一号及び第二十五条の二第一項において同じ。)の指定は、経済産業省令で定めるところにより、同号及び同条第二項(第十二条の三第一項において準用する場合を含む。第二十五条の二第一項において同じ。)の講習(以下この節及び第二十七条の三において「講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の七(第二号口を除く。)、第十二条の八及び第十二条の十七の規定は第十条の二第一項第一号の指定に、第十二条の九、第十二条の十一、第十二条の十五第二項、第十二条の十六及び第十二条の十八の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第十二条の八中「他に第八条の二第二項の指

種エネルギー管理指定工場の従業員に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「エネルギー管理者」とあるのは、「エネルギー管理員」と読み替えるものとする。

(記録)

第十二条の四 第二種特定事業者は、第二種エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、経済産業省令で定めるところにより、第二種熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、第二種電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し記録しなければならない。

(指定)

第十二条の二十一 第十二条の三第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、同号及び同条第二項の講習(以下この節及び第二十七条の三において「講習」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第十二条の七(第二号口を除く。)、第十二条の八及び第十二条の十七の規定は第十二条の三第一項第一号の指定に、第十二条の九、第十二条の十一、第十二条の十五第二項、第十二条の十六及び第十二条の十八の規定は指定講習機関に準用する。この場合において、第十二条の八中「他に第八条の二第二項の

定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは「第十条の第二項第一号」と、第十二条の八第一号、第二号及び第四号、第十二条の九第一項及び第三項、第十二条の十五第二項、第十二条の十六第二項、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八条の第二項」とあるのは「第十条の第二項第一号」と、第十二条の十七第二項第四号中「第十二条の十三（第十二条の十四第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（公示）

第十二条の二十三 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十条の二第一項第一号の指定をしたとき。
- 二・三 略

（建築物に係る指導及び助言等）

第十五条 所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、建築物（住宅を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）について第十三条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認める

指定を受けた者がなく、かつ、同項」とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の八第一号、第二号及び第四号、第十二条の九第一項及び第三項、第十二条の十五第二項、第十二条の十六第二項、第十二条の十七第二項並びに第十二条の十八第一項中「試験事務」とあるのは「講習の業務」と、第十二条の九及び第十二条の十七第二項第三号中「試験事務規程」とあるのは「講習業務規程」と、第十二条の十一第一項中「第八条の第二項」とあるのは「第十二条の三第一項第一号」と、第十二条の十七第二項第四号中「第十二条の十三（第十二条の十四第四項において準用する場合を含む。）又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（公示）

第十二条の二十三 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条の三第一項第一号の指定をしたとき。
- 二・三 略

（建築物に係る指導及び助言等）

第十五条 国土交通大臣は、建築物（住宅を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）について第十三条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

ときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができるとする。

2 略

(特定建築物に係る届出、指示等)

第十五条の二 建築物であつてその規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができる。

2 略

(特定建築物に係る指示等)

第十五条の二 国土交通大臣は、建築物であつて規模について政令で定める要件に該当するもの(以下「特定建築物」という。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置が第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築物の建築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。



3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第二十五条 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項並びに第十二条の二第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、事業者に対し、その工場における業務の状況に関し報告させることができる。

2・3 略

4 所管行政庁は、第十五条の二の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

5～7 略

(手数料)

第二十五条の二 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第八条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十条の二第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令

2 国土交通大臣は、前項に規定する指示を受けた特定建築主が正当な理由がなくてその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第二十五条 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項並びに第十二条の二第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第六条第一項の政令で定める業種に属する事業を行う者又は事業者に対し、その工場における業務の状況に関し報告させることができる。

2・3 略

4 国土交通大臣は、第十五条の二の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

5～7 略

(手数料)

第二十五条の二 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第八条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者、指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによりエネルギー管理士免状の交付を受けようとする者、エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者、第十二条の三第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者又は同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令

で定める額の手数料を納めなければならない。

## 2 略

第二十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十条の二第一項（第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

## 二 略

第二十九条 次の各号のいづれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項、第十二条の二第二項又は第十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の三第一項の規定による提出をしなかつた者又は同条第二項の規定に違反した者

三 第十一条（第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二十五条第二項、第四項若しくは第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項、第四項若しくは第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 四 略

第二十九条の二 次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

令で定める額の手数料を納めなければならない。

## 2 略

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十二条の三第一項の規定に違反した者

## 二 略

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項又は第十二条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条の二第一項の規定による提出をしなかつた者

三 第十一条若しくは第二十五条第二項、第四項若しくは第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項、第四項若しくは第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十二条の四の規定に違反して、帳簿を備えず、記録せず、又は虚偽の記録をした者

## 五 略

第二十九条の二 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇四略

第三十一条 第七条第二項又は第十二条の二第三項（第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四略

第三十一条 第七条第二項又は第十二条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。